

教育・不登校研究所「^{あした}明日が見える」規約

第1条 この研究所は、教育・不登校研究所「明日が見える」といいます。
(2015年1月11日設立)

第2条 この研究所は、すべての子どもたちが自らの意思で社会的自立をすることを願い、子どもたちが安心して育つ教育環境・社会づくりに寄与することを目的とします。

第3条 この研究所は、次の活動を行います

- ① 不登校・ひきこもり等についての研修会や講演会を開きます。
- ② 不登校やひきこもり等についての相談活動をします。
- ③ その他、目的達成のために必要な活動を行います。

第4条 この研究所は、次の役員をおきます。

- 所長（1名）
- 所員（若干名）

第5条 この研究所の所在地は下記の所におきます。

〒870-1115 大分市ひばりヶ丘5-5-11 加嶋文哉宅

<附則>

1. この規約は、2015年1月11日から施行します。